

## 近畿大学原子炉の平成 25 年改訂規制基準への適合に係る手続き

Processes of Regulatory Compliance for UTR-KINKI with 2013-Regulation Standard's Update

\*芳原 新也<sup>1</sup>, 杉山 亘<sup>1</sup>, 左近 敦士<sup>1</sup>, 橋本憲吾<sup>1</sup>, 山西弘城<sup>1</sup>, 若林源一郎<sup>1</sup>, 伊藤哲夫<sup>1</sup>

<sup>1</sup>近畿大学原子力研究所

平成 25 年の原子炉施設に対する規制基準改定により運転停止をしていた近畿大学原子炉は、平成 29 年 3 月 17 日における使用前検査及び定期検査の合格を持って、平成 25 年改訂規制基準への適合確認を完了し、平成 29 年 4 月より運転を再開した。本発表では、近大炉での適合確認に係る手続き等について報告する。

**キーワード：**近畿大学原子炉，新規規制基準，平成 25 年改訂規制基準，適合確認

### 1. 緒言

平成 23 年の東電福島第一原子力発電所事故を起点とし、平成 25 年に日本に設置されている原子炉施設に対する規制基準が改訂され、実用炉・試験炉を問わず新規規制基準への適合確認が完了するまで運転停止することとなった。近大炉においては、平成 26 年 2 月から運転を停止し平成 25 年改訂規制基準への適合確認に係る行政手続きを開始した。その後、平成 28 年 5 月に設置変更許可を取得、平成 28 年 10 月及び平成 29 年 2 月に設計及び工事の方法の認可（3 分割申請）を取得し、平成 29 年 3 月に最後の使用前検査及び施設定期検査を受検・合格した。本発表では、上記の手続き及び近大炉における対応について報告する。

### 2. 運転再開に係る行政手続き及び事業者対応

#### 2-1. 設置変更許可申請

設置変更許可申請に伴う審査ヒアリング等においては、試験炉設置許可基準規則の逐条に対する説明資料を作成する方が好ましい。資料には検索・識別が容易に出来る識別番号を付すことが望ましい。

#### 2-2. 設計及び工事の方法の認可（設工認）

設置変更許可における施設性能（ハードウェア）に係る約束事項については、設工認で詳細を決定する。設置変更許可申請における約束事項の整理・区分及び規制当局との認識統一が非常に重要となる。また、試験研究炉においてもしっかりと品質管理体制を求められる。

#### 2-3. 保安規定の認可申請

設置変更許可における運用（ソフトウェア）に係る約束事項については、保安規定において詳細を決定する。設工認と同じく設置変更許可申請における約束事項の整理・区分が重要となる。運用状況の確認については保安検査において実施される。

#### 2-4. 使用前検査及び施設定期検査

新規に設置した設備及び既存設備が法定要求されている技術基準を満足することを、規制当局が確認する。品質管理体制の整備が検査前条件として課される。

### 3. まとめ

上記の行政手続きにおいて最も重要なことは、行政相談やヒアリング等を通じて規制当局の各担当部門と申請内容等に対する認識を一致させることである。また、担当対応箇所のための論理整合性だけでなく、後段規制との親和性も考慮して規制当局との合意を形成することも大切である。

---

\*Sin-ya Hohara<sup>1</sup>, Wataru Sugiyama<sup>1</sup>, Atsushi Sakon<sup>1</sup>, Kengo Hashimoto<sup>1</sup>, Hirokuni Yamanishi<sup>1</sup>, Genichiro Wakabayashi<sup>1</sup>, Tetsuo Itoh<sup>1</sup>

<sup>1</sup>Kindai Univ. AERI